



～ 色々なメリットあります ～

無料

特定創業支援等事業を受けたことの証明書

1. 証明を受けられる方（①と②の両方を満たす方）

- ①事業を営んでいない個人の方、創業後5年未満の個人・法人の方
- ②「経営」、「財務」、「人材育成」、「販路開拓」の4つのテーマについて認定連携創業支援等事業者（※）より習得する支援を受けること

※岡山商工会議所、岡山県商工会联合会、岡山北商工会、岡山西商工会、岡山南商工会、赤磐商工会、岡山県中小企業団体中央会、（公財）岡山県産業振興財団、（株）日本政策金融公庫、（一社）岡山県中小企業診断士会、（株）中国銀行、（株）トマト銀行、おかやま信用金庫、（特非）ビジネス・インキュベーター岡山、岡山県よろず支援拠点

2. 証明書の発行を受けたメリット

✓会社設立時の登録免許税の軽減（個人の方のみ）

- ・株式会社または合同会社 → 資本金の0.7%の登録免許税が0.35%に減免
（株式会社の最低税額15万円の場合は7.5万円の減免、合同会社の最低税額6万円の場合は3万円の減免）

✓無担保、第三者保証人なしの創業関連保証

- ・創業関連保証を事業開始6ヶ月前から利用することができます

✓日本政策金融公庫新規開業支援資金の貸付利率の引き下げ

- ・新規開業支援資金の貸付利率の引き下げの対象として、同資金を利用することができます

3. 証明書の発行申請

以下の書類を岡山市創業支援・雇用推進課へ持参又は郵送で提出してください。

証明書は即日発行ではありません(2～5営業日かかります)。日にちに余裕を持って申請してください。

提出書類	通数	提出書類の入手先
認定特定創業支援事業証明書 交付申請書	必要な通数	支援を受けた認定連携創業支援等事業者、 又は、岡山市ホームページより
同意書	1	
特定創業支援事業報告書	1	支援を受けた認定連携創業支援等事業者

4. 書類の送付先、お問い合わせ先

岡山市産業観光局商工部創業支援・雇用推進課（本庁舎5階）

所在地：〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号 電話：086-803-1342

★特定創業支援等事業について、詳しくはこちらからご確認ください。

<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000009171.html>



★本証明書の交付を受けた方は、交付後5年間、創業に関する調査票にご回答いただけます。